

弁護士使命感と増員問題に関する意見書

平成21年3月5日

札幌弁護士会 司法改革推進委員会
委員長 山崎 博

同委員会 法曹人口問題PT
弁護士のあり方チーム
村松 弘康
房川 樹芳
田中 貴文
岸田 洋輔

目 次

はじめに	1
第1 法曹人口増員の歴史的経緯	1
第2 市場原理に基づく弁護士自由競争論の弊害	4
第3 弁護士の使命の検証	8
1 明治憲法下における弁護士の地位とその活動	8
2 新憲法のもとにおける弁護士法の使命と弁護士自治	10
3 新憲法下の弁護士法制定過程	11
4 憲法上の弁護士の使命	12
5 新憲法のもとにおける弁護士の諸活動	13
第4 弁護士の使命、理念の再確認	16
1 人権擁護と社会正義の実現の担い手としての弁護士	16
2 プロフェッションとしての弁護士	18
3 リーガルサービスの提供者としての弁護士	18
第5 法曹養成制度の問題とOJTの重要性	19
第6 結論	21

弁護士使命感と増員問題に関する意見書

はじめに 札幌弁護士会司法改革推進委員会は、平成19年度から弁護士人口問題プロジェクトチームを立ち上げ、そのPTの中に「検証チーム」（高崎暢座長）と「弁護士のあり方チーム」（村松弘康座長）を設置し、前者は札幌弁護士会の対応地域における法的ニーズを検証することを、後者は弁護士増員問題の中心的な課題である弁護士の使命ないし必要とされる弁護士像を考えることを、それぞれ目的として活動してきた。ここに、この両チームの検証ないし検討結果を踏まえ、弁護士増員問題についての現時点における意見をとりまとめたので、報告するものである。

当委員会は、法曹人口の増員が司法改革を実現していくために必要であるとの認識に立ちながら、弁護士人口問題の核心が人権擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を再度確認することにあるということであらためて確信し、この点に重点を置いて意見をまとめた。すなわち現在の弁護士人口の急激な増大は、様々な看過し得ない問題を生み出しつつあり、憲法上の根拠を有する弁護士の使命を果たし得ない状況に至り、その意味で日本の弁護士像が大きな変質を余儀なくされるおそれがあると考えたからである。もちろん本意見書では、法曹人口問題の歴史的経過を踏まえ、弁護士人口問題の主要論点である、弁護士自由競争論の問題点、アクセス障害との関係、弁護士偏在解消との関係、法的ニーズの増大との関係、司法基盤整備との関係、などにも触れている。

当委員会としては、本意見書が弁護士増員問題を考える基本的視点を示しているものと確信するので、関係各位において参考に供されることを願うものである。

第1 法曹人口増員の歴史的経緯

- 1 1994（平成6）年6月、（社）経済同友会が「現代日本社会の病理と処方」を発表した。右提言は、これから求められる社会の方向として「個人の多数性を活かす社会」を掲げ、司法改革の必要性について提言した。提言は、司法の消極的態度を改め、「立法、行政をチェックする三権分立の一権としての本来の機能を回復しなければならない。そのためには、わかりやすく利用しやすい「個人にとって身近な司法」の確立が必要である。日本では「法曹人口が極端に少ないため、社会の求めに応じきれていない」から、今後は裁判官・検察官・弁護士をバランスよく増員してゆくことが必要である」と述べた。
- 2 1997（平成9）年11月には、米国政府から日本政府に対する「米国政府要望書」において、「法律業務の提供に対する不当かつ不必要な制約、外国弁護士および日本弁護士による依頼人への総合国際法律業務の提供を妨げる」と指摘し、A 優先事項として日本弁護士による外国

法律事務弁護士の雇用を許可すべきであるとし、国として「日本政府は1998年4月1日から・・・修習生受入れ数を年間1500人に増やすことによって、日本弁護士の数を大幅に増やすべきである」と要望した。

3 1997(平成9)年12月には、政府の行政改革委員会規制緩和委員会が報告書をまとめ、「行政改革委員会最終意見」を公表した。最終意見は「規制緩和が進む中で、自己責任の原則が一層強く求められるようになるが、その際の社会的インフラとも呼ぶべき司法が、本来担うべき機能を十分に発揮できるようにすることが必要であるという基本的考え方に立って、量的・質的な法曹の充実が不可欠であると判断し、法曹の充実のためには、先進諸外国と比べて極度に少ない法曹人口を大幅に増員するとともに、競争を通じた質的な充実を促進する」というものであった。

4 (社)経済団体連合会は、1998(平成10)年5月、「司法制度改革についての意見」を発表した。意見は、「行政改革、規制の撤廃・緩和の進展によって、行政依存型経済・社会から、自由で公正な市場経済・社会への転換が図られる中、企業・個人は「自己責任」の下に「透明なルール」に従って行動することが求められており、経済・社会の基本的なインフラとしての司法制度の充実が、今こそ必要である」として、法曹人口の増大とりわけ裁判官の増員を柱に、企業における法律実務担当者に対して、訴訟の代理人となることや関連企業への法務サービスを行うことを認めるなど、現在弁護士に独占されている法律業務の一部を開放することが裁判の迅速化のためにも有益である」として、弁護士の法律事務独占の見直しを提言した。

すなわち、法律事務の中には必ずしも法律全般にわたる習熟を要しない定型的な業務や、特定分野における専門性を有していれば対応可能な事柄が含まれており、これらの法律事務を弁護士のみに独占させることは、もはや現実的ではないとして、弁護士法72条を見直す必要があるとしている。

経団連の意見は、裁判官の増員と弁護士法72条の見直しによる改革の方向を提言しており、弁護士人口の増員には触れていない。

5 自由民主党は、1998(平成10)年5月、「21世紀司法の確かな一歩—国民と世界から信頼される司法を目指して」、6月には「21世紀の司法の確かな指針」を発表した。基本的指針は「いま、世界は大きく変貌し、自由と民主主義、市場原理という理念で地球が一つに包まれていく・・・大きな流れにあり、経済を市場原理に委ねて、国民個々人の能力や創意工夫に未来を託すことによる新たな国づくりを進めている。これは規制が緩和されることによって、行政における従来の事前チェック型から事後チェック型への移行という、わが国の社会構造の抜本的な変革をもたらすことを意味し、経済をはじめ社会の様々な分野において、自由競争が一層促進さ

れることになる。このような時代においては、国民には「自己責任」によって行動することが強く求められ、その基本的な拠り所となるものは「法」という公正で透明なルールである。司法は21世紀の日本が国際社会で信頼を得ながら繁栄していくための、必要不可欠な国家・社会の基本的インフラであるとし、規制緩和後の21世紀のわが国において、社会の法的ニーズは飛躍的に増大することが予想される。このため、企業の法務部における法曹資格者の活躍が強く求められ、市民生活の日常に生起する小規模な紛争・事件等についても、日本全国いずれの地にあっても、国民の身近に法曹がいるよう、国民の司法へのアクセスを容易にすることが肝要である。法曹とそのスタッフ職員の数を大幅に増加させるとともに、様々な角度から司法の諸制度を整備充実させていかなければならない。さらに、国民の司法に対するアクセスを制度的に容易にし、国民に身近な司法の実現を担保することは、裁判の迅速化と並んで「国民のための司法」を実現するために極めて重要であるとし、弁護士による法律事務独占を検討し、弁護士自治の見直しについても検討する」とした。

- 6 1999（平成11）年5月「司法制度改革審議会設置法案」が国会を通過し、審議会が発足し、2000（平成12）年11月1日には日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、臨時総会において「**法曹人口、法曹養成制度並びに審議会への要望に関する決議**」を採択した。

右決議は法曹一元、陪審制の実現を展望するとともに、『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するように努める」ことを内容としたものであった。

- 7 2001（平成13）年、「**司法制度改革審議会意見書**」が公表された。

審議会意見書は、「現在の法曹人口は社会の法的需要に十分対応できているとは言い難い状況にある」と指摘し、今後「法的需要は量的に増大するとともに、質的にますます多様化・高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。」として、2010（平成22）年頃には年間3000人の合格者数達成を目指すべきであるとした。そのうえで「法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある」と、法曹の数は市場原理に基づいて決定されるとした。

8 司法審意見書を受け、政府は、2002（平成14）年3月19日、「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。右決定は、司法試験合格者数を2002（平成14）年に1200人程度に、2004（平成16）年に1500人程度に増加させ、2010（平成22）年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを旨とするとした。

9 その結果、2001（平成13）年度に990名であった司法試験の年間合格者数は、2002（平成14）年度には1183名、2004（平成16）年度に1483名となり、2008（平成20）年度には2209名（新司法試験合格者2065名、旧司法試験合格者144名）に達した。上記計画によれば、2010（平成22）年度には司法試験合格者数が年間3000人程度に達することが予定されている。しかし、計画は法曹三者の均衡のとれた増員であったが、現実には弁護士の大増員となっている。

すなわち、1998（平成10）年から2007（平成19）年までの10年間に弁護士人口は6301名増加したが、裁判官は2610名で、10年間に497名増加し、検察官は1634名で、10年間に360名の増加にとどまっている。したがって、法曹人口増の状態は、弁護士のみの大増員という結果になっている。

10 1994（平成6）年の「現代日本の原理と処方」の発表から審議会意見書が発表され、2002年の閣議決定までの8年間の司法改革をめぐる動きは、経済のグローバル化、規制緩和による事前規制から事後規制への転換、市場原理に基づく競争の導入、自己責任の明確化などによる日本社会の構造改革のうねりとともにあった。拡大するであろう法的ニーズに応えるためには、司法機関の充実・強化が必要であり、そのために法曹を大幅に増員する必要があると主張された。法曹人口の大増員による法曹の量の確保は、当時の規制緩和を求める社会経済的な要請を背景に打ち出されたのである。しかし、それから10年を経て、市場原理による、法曹とりわけ弁護士の大増員の結果は、弁護士の理念、使命の根本的な変容を迫る事態となっている。

第2 市場原理に基づく弁護士自由競争論の弊害

1 市場原理に基づく弁護士の増員は、弁護士の理念・使命の変質をもたらす危険性がある。

前述のとおり、司法審意見書は「法曹の数は……市場原理によって決定されるものであ」ることを明言したが、国民が利用しやすい司法を実現するためには、多量かつ多様な弁護士があらゆる法的紛争の解決に携わる必要があるとして、弁護士業務の自由化、ビジネス化、脱プロフェッションモデルへの転換の必要を主張する立場がある。この立場は、①弁護士と依頼者との間にある非対等性を解決するためには、依頼者に「選択権行使」を可能にする弁護士人口の増員と情報の自由化、とりわけ広告の自由化が必要であること、②弁護士が人権モデル、プロフェッション

モデルを捨て、「弁護士サービスの自由化」、「依頼者主権」に基づくビジネスモデルに目覚めれば、「顧客誘引」としての広告は真価を発揮し、弁護士に対するアクセス障害が解消され、弁護士に対する需要が喚起されること、③業務の自由化（とりわけ広告の解禁）と競争政策の推進（弁護士人口の大幅増）による弁護士業務のビジネス化による競争の激化は、顧客にとってアクセス障害の除去という利益が大きく、弁護士の競争を制限することは、顧客の利益に反することになること、また、④競争によって弁護士の公益活動は阻害されることはなく、現に米国の弁護士が公益活動に費やす時間が少なくなっているとは言えず、仮に個々の弁護士が公益活動に費やす時間が減少するとしても、弁護士全体の数の増加がその不足を補うことなどを理由としている。^{*1}

確かに、法的ニーズの掘りおこしと、弁護士に対するアクセス障害の克服のために、弁護士人口増による競争の促進、広告の自由化が一定の有効性を持つことを全面的に否定することはできない。

しかし、増員の結果として、弁護士業務を法的サービスを提供するビジネスとして捉え、弁護士の業務もビジネスと変わらず、もっぱら私的利益を追求しても良いとの意識が強まり、利益追求、採算を第一に考える弁護士が増加し、弁護士の公共(益)的責務を負担するプロフェッションとしての自覚が稀薄になる危険性が指摘されている。^{*2}

また、法的需要を無視した増員の圧力は、仕事が不足し、経済的自立が困難となる弁護士を層として生み出すことにもなる。

弁護士の経済的基盤の脆弱化は、濫訴や訴訟引き延ばしなど、弁護士倫理の荒廃を招来する危険があるだけでなく、弁護士会費を支払えない弁護士による強制加入制度に対する異議申立の活発化など、自治団体の要である弁護士会の強制加入制度の基盤を揺るがす事態すら危惧される。

また、生き残りをかけた競争に晒された弁護士は、経済的にも一般の事業者と同じく業務の拡張と利益第一主義、採算優先の業務を選択せざるをえなくなり、弁護士業務が利益目的の単なる営業行為に変質するおそれなしとしない。さらには広告の自由化と結びつき、正々堂々と私利の追求に走っても良いとの意識を強める可能性も高い。

その結果、弁護士の多くが公共(益)的責務を忘れ、依頼者に対する独立性を喪失し、私益中心の業務に専念するようになり、権利の擁護・救済を通じて社会に正義を行き渡らせるというプロフェッションとしての弁護士の使命感、理念を共有できなくなる可能性なしとしない。弁護士が権利の擁護と社会正義の実現という共通のアイデンティティを喪失することになれば、弁護士に対する社会の信頼を喪失することになりかねず、弁護士自治の根拠自体を失うことにもなりかねない。

2 弁護士の増員は必ずしも司法に対するアクセス障害の除去につながらない。

^{*1} 棚瀬孝雄「規制緩和時代の弁護士像を求めて」「脱プロフェッション化と弁護士像の変容」

^{*2} 小田中聡樹「現代弁護士試論－戦後最大の岐路に直面して」『あたらしい世紀への弁護士像』

顧客が弁護士の業務の内容・質を判断し、選択することは著しく困難である。すなわち、企業など弁護士に依頼した経験を有している顧客のように、弁護士の業務の内容を評価・比較する物差しを持っている立場にある者にとっては、弁護士の能力、価格を比較し、より質が高く安価なサービスを選択することができる可能性が拡大する余地はある。しかし、中小企業を含む個人の依頼者の多くにとって、弁護士の業務の内容を評価・比較することは一般に困難であり、現実には費用が安いか高いかといった外形的指標によってしか弁護士を選択できない。すなわち、弁護士の選択に市場原理と競争原理が有効に機能するためには、顧客が選択の自由を有することが前提となる。与えられた選択肢の中から、自ら確かめて、求めうる最高のものを最低の価格で手に入れる、その選択行動から、安価で良質のものが淘汰されずに残るということになる。顧客の側に選択の自由があるといえるためには、依頼者となろうとする者に弁護士に関する情報が十分に開示され、弁護士の業務の質について判断する能力が備わっており、選択にあたって弁護士と値段交渉が可能であることが前提となる。

しかし、弁護士に依頼すべき事件に遭遇したとして、目の前の弁護士が「磨き上げた法的技術をもつ専門家」として優秀であるかどうか。それを正確に判断することは容易ではない。弁護士が開示すべき情報の選択と情報の正確性の担保も困難である。勝訴率が高いからといって必ずしも優秀というわけではない。しかも市民の側に弁護士との交渉能力まで期待できるほど日本社会における法的紛争は多くない。アメリカにおいてすら、弁護士モデルをビジネスモデルに転換することは、弁護士の使命を喪失させるだけでなく、顧客に不可能な選択を強要し、選択の誤りについて自己責任を押しつけることになり、結果として市民の弁護士に対する信頼を失わせることになる指摘されている。

以上のとおり、顧客に選択と交渉の自由が保障されないところに、市場原理、競争原理を持ち込めば安価な弁護士の選択は可能かもしれないが、その選択の正しさを保障するものは何もなく、その結果、依頼者の利益が損なわれる危険性すらあると考えられる。司法アクセスの障害を除去するためには、人口増のみだけではなく、これまで行ってきた過疎対策や法律扶助を拡大する取り組みが重要である。

3 弁護士人口の増大のみでは地域的偏在の是正につながらない。

前述のとおり、司法制度改革審議会は弁護士人口の増大の前提として、地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロワン地域」の解消）の必要性を挙げていた。実際にこの間の弁護士人口の増員が偏在解消に寄与した面があることは否定できない。しかし弁護士人口の増員のみでは、偏在解消が成功するわけではなく、日本弁護士連合会並びに各弁護士会連合会及び各単位弁護士会が中心となって行ってきた施策が効を奏したと言うべきである。

例えば、10年前の1999（平成11）年にはいわゆるゼロワン地域が全国で73か所あった（ゼロ39か所、ワン34か所）が、2008（平成20）年6月にはゼロ地域が解消され、

ワン地域も16か所にまで減少した。

人口増大が関係しないとは言えないが、これは、2000（平成12）年6月、日弁連が自主的に創設したひまわり基金によるひまわり基金法律事務所第1号が、島根県松江支部に設置され、2009（平成21）年1月までに全国に設立されたひまわり基金法律事務所の数は87に及び、それがゼロワン地域解消につながっているのである。

北海道では、1999（平成11）年当時、16支部のうち、10か所が弁護士ゼロ地域であり、弁護士事務所の所在する6か所のうち1か所は弁護士が1人しかいないワン地域であったが、2009（平成21）年現在にはゼロ地域がなくなり、ワン地域が5か所となった。ゼロワン地域解消のほとんどはひまわり基金法律事務所設置によるものであり、1か所が自主的な登録替で、1か所は法テラスの4号事務所が設置されたに過ぎない。

北海道の弁護士数は、1999（平成11）年の388名から、2009（平成21）年1月現在で631名と、約250名も増加しているにも拘わらず、ほとんどが本庁に登録していることが判明する。10年間で1.62倍に弁護士人口が増大したにも拘わらず、支部、特にゼロワン地域には、ひまわり基金・法テラスなどの制度以外に自主的に増加した例はほとんど認められず、弁護士人口を増大させることだけによって、地域的偏在が解消するものではないことが判明する。

4 増員は必ずしも法的ニーズの増大につながらない

(1) 「検証チーム」による札幌管内における法的需要の検証により、以下のことが判明した。³

- ①札幌弁護士会の会員は、他の高裁所在地の増加傾向同様の傾向にあるが、平成17年以降の増加率が顕著であること
- ②訴訟事件は平成10年と平成19年を比較した場合、平成19年が増加しているが、近時の内訳を見ると過払い金請求の割合が非常に高く、その他一般事件はむしろ事件数が低下傾向にあるといえること
- ③法律相談センターの相談件数も、顕著に10年間で増加しているが、やはり債務整理等事件数が突出しているものであって、一般・離婚事件の増加は見られないこと

以上のように弁護士増員による法的ニーズの拡大は論証されておらず、弁護士白書においても弁護士人口増に比例した法的ニーズの拡大は認められていない。

(2) 事前規制を緩和し、市場原理、競争原理によって自己責任に基づく経済活動が行われることになれば、司法的救済は事後的救済とならざるをえない。したがって、事後救済のための法的セーフティネットが不完全であれば、司法的救済が機能する場面は狭小化する。

書式変更：フォント：10 pt
書式変更：フォント：10 pt
書式変更：フォント：10 pt
書式変更：フォント：10 pt
書式変更：フォント：10 pt

³ 2008年11月18日付け当会法曹人口問題PT「検証チーム」報告書

すなわち、市場原理と競争によって落伍した側が遭遇する社会経済的不安と不満、怒りが法的ニーズとして顕在化するためには事後救済の機能を果たす法的救済の制度が不可欠である。このことは、非正規労働者が雇用期間満了によって解雇されても法的な根拠がない以上、司法の場で解雇の効力を争うことが不可能であること一つを見るだけでも明らかである。

さらに、自己責任を前提とする規制緩和政策の推進は、国民の間の経済的格差を拡大する。その結果、司法的救済を必要とする市民の弁護士費用の負担能力が相対的に低下し、民事法律扶助など援助制度が充実しない限り、紛争解決のための弁護士利用を遠ざける結果をもたらす。

以上のように、増員が必ずしも法的ニーズを増大させるものではなく、法的な救済のための基盤整備が必須である。

第3 弁護士の使命の検証

法曹人口のみならず、法曹の質も市場原理によって決められるとする立場からは、司法試験合格者数の決定にあたり、法的サービスの需要予測や供給予測を勘案することは有害無益であり、増員論についての「実証的」「科学的」検討など一切無用である。法曹の質も市場での淘汰を受けることによって確保されると主張される。^{*4}

しかし、法的需要を無視した人口増は、弁護士を過剰な競争に晒す結果、かなりの確率で弁護士のあり方をビジネスへと決定的に変質させることになりかねない。

弁護士が単なる経済的利益追求の道具ではなく、司法制度の一翼を担い、社会公共の期待に応える役割を果たし、プロフェッションとして公共(益)的責務を自覚し、高い倫理性を堅持して業務を遂行しているからこそ、国民・市民は弁護士を信頼し、自治権を承認していると考えられる。このまま市場原理に基づくビジネス化の動きに流され、弁護士人口の法的需要を無視した増員を続行するならば、否応なしに弁護士の業務のみならず、弁護士の理念、使命までも根本的変容を余儀なくされる危険性がある。3000人増員を是とするか否とするかを判断するためには、一旦立ち止まり、今一度歴史の原点に立ち戻り、あるべき弁護士の業務のあり方、弁護士の使命とは何かを検討する必要があると考える。

1 明治憲法下における弁護士の地位とその活動

明治政府は、近代国家をめざす第一歩として1871(明治4)年、太政官布告第336号をもって司法省を設置し、翌1872(明治5)年に「司法職務定制」によって代訟禁止の伝統的原則を廃止して「代言人」の制度を定めた。1880(明治13)年の「代言人規則改正」により、代言人の全国統一試験の実施、代言人組合の設置とそれへの強制加入などが定められた。これは全国統一試験によって代言人の能力を均一化するための制度ではあったが、代

*4 福井秀夫『司法政策の法と経済学』29頁

言人組合の設立とそれへの加入を強制し、会則の遵守を義務付け、懲戒事由を明定して、とりまとめて検事がこれを「監視」し、裁判官が「処分」というものであった。

1889（明治22）年2月に明治憲法が公布された。明治憲法第57条は「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とし、翌年には裁判所構成法が公布され、1893（明治26）年に「弁護士法」（旧々弁護士法）が制定された。これにより代言人は弁護士、代言人組合も弁護士会と名称が変わった。しかし明治憲法の下では、裁判所は天皇の名によって裁判をするものとされ、裁判所は司法省の下部機関にすぎなかった。そのため弁護士には「弁護士自治」は認められず、司法大臣（当初は所属地方裁判所の検事正）の監督下に置かれていた。^{*5} その結果、弁護士は裁判官の訴訟指揮に異議を申し立てただけで懲戒され、弁護士会の総会の議題を監督者である検事正に届けなかったということだけで訴追官である検事正に懲戒申立されたりした。また検事正は弁護士会の総会に臨席し、総会の内容を報告させるといふ、今では信じられないことが行われていた。1933（昭和8）年には、旧弁護士法が制定されたが、官に支配される構造は変わらなかった。

明治憲法下における弁護士の地位が上記のようなものであったことから、裁判所は弁護士に対しても威圧的な態度で臨んだ。当時の裁判所構成法は「裁判長ハ不当ノ言辞ヲ用キル弁護士ニ対シ同事件ニ付キ引続キ陳述ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行状ニ付懲戒ノ訴追ヲ為スコトヲ妨ケス」（第111条）と規定しており、以下のように弁護士の正当な弁護活動や、裁判官・検察官などに対する批判の言動は懲戒の対象とされた。^{*6}

***5 旧弁護士法**

第19条 弁護士会ハ所属地方裁判所検事正ノ監督ヲ受ク

第23条 弁護士会ハ其ノ会則ヲ定メ検事正ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第30条 弁護士会ノ会議ニシテ法律命令及弁護士会会則に違フモノアルトキハ司法大臣ハ其ノ議決ヲ無効トシ又ハ其ノ議事ヲ停止スルコトヲ得

第31条 検事正ハ会長ノ申告ニ依リ又ハ職権ヲ以テ懲戒訴追ヲ検事長ニ請求スヘシ

***6 松井康浩「日本弁護士論」（日本評論社） 130頁以下**

① 1898年（明治31年）秋田地方裁判所大曲支部

法廷内で警察官が被告人の身体に荒々しく手をかけたことに対し、裁判官が注意を与えないので、弁護人が「法廷における被告人の身心の自由が保てない野蛮な法廷である」と発言したことについて、重禁固二月、罰金10円に処せられた。

② 1902年（明治35年）水戸地方裁判所

検事が改正前の旧規則で論告を始めたので、弁護人が注意したところ、検事は誤りに気がついたが、新規則でつじつまをあわせてので、弁護人は「検事の弁論は三百的口吻である」と評したところ、検事は法廷終了後官吏侮辱罪で起訴した。

③ 1907年（明治40年）横浜地方裁判所

裁判長は、弁護人の被害者の証人尋問請求を却下して職権で尋問を行った。尋問終了後、弁

このような制約があるなかでも、弁護士の中には1900（明治33）年の足尾鉍毒事件に関する請願行動に対する刑事事件（兇徒聚衆罪）、1911（明治44）年の東京市電ストライキ事件（治安警察法違反）、昭和14年の河合栄治郎事件（出版法違反）などのほか、当時頻発していた労働事件、小作争議など各種の公益的活動に取り組んだ先達もいた。

なぜ先輩弁護士は、自治権が認められない状況下において自らの危険を顧みることなく、国民の権利と自由を守るために警察、検察官のみならず裁判官と対峙して闘ったのか。それは、弁護士が裁判制度によって国民の権利を守ろうとすれば、裁判官、検察官と対抗せざるを得なかったからにはほかならない。法廷における厳しい経験は、弁護士に自治の必要性を痛感させ、そうであるがゆえに権力の支配からの自由を実現することは、戦前の弁護士の悲願となった。

しかし、日本は日清戦争（台湾割譲）、日露戦争（旅順・大連の租借、韓国に対する指導権の獲得、南満州の鉄道支配）、韓国併合、満州国建国、蘆溝橋事件を契機とする日中全面戦争と東アジアに対する侵略を強めていくなかで、ついには太平洋戦争の開戦に至った。このようななかで、学問、思想、宗教の自由は治安維持法によって徹底的に弾圧され、国民の自由と人権は極限的規制のもとにおかれ、弁護士もその例外ではなかった。1931（昭和6）年、東京控訴院は塩野東京地裁検事正の弁護士布施辰治に対する懲戒訴追に対し、除名判決を言い渡した。その後弁護士は「日満法曹協会」（1934・昭和9年）「東亜法曹協会」（1940・昭和15年）、「大日本弁護士報国会」（1944・昭和19年）を設立して、戦争協力の立場を鮮明にしていった。

2 新憲法のもとにおける弁護士法の使命と弁護士自治

戦後、国民主権と基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法が制定され、司法は国民の基本的人権を擁護することを重要な使命として位置づけられ、そのため司法権の独立、裁判官の独立が保障され、裁判所に違憲立法審査権が与えられた。そして憲法第34条及び第37条には弁護人選任権が規定され、弁護士は憲法上の職業としての地位が与えられた。弁護士は国民の基本的人権の擁護者として、国家その他の権力の行使に対する防波堤の役割を果たすことが憲法上認められたのである。^{*7}

国民の基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であり（憲法第97条）、「国の最高法規」（同第98条）である。公務員は、「この憲法を尊重し養護する義務を負う」（同第9

護人が裁判官に「わずか数分で済むことだから尋問させて欲しい」と申し出たが裁判長はこれを許さなかった。そこで弁護人が「却下決定の拘束力に固執するのは杓子定規に過ぎる」と発言したところ、裁判長は弁護人に対し発言の取り消しを求めた。弁護人がこれに応じなかったため、裁判長は弁論を禁止した。

*7 日本弁護士連合会「日本弁護士沿革史」290頁以下

9条)。弁護士は公務員ではないが、国民側に立ち、国民とともにある弁護士が、その人権を擁護する使命のあることを明らかにするものとして弁護士法第1条は、弁護士の使命を「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と規定した。^{*8}

そして弁護士がこの使命を実現し、職責を全うするためには、弁護士は独立して自由でなければならない。弁護士が他に従属し、他の権力の指揮、監督を受けるのではその職責を全うすることはできないからである。^{*9} 弁護士法で弁護士に自治権が認められた理由もこの点にある。

3 新憲法下の弁護士法制定過程と弁護士自治^{*10}

弁護士の使命を理解するために、現行弁護士法の制定過程に言及しておく必要がある。すなわち、憲法改正の動きに呼応し、弁護士会も弁護士法を改正するため「弁護士は私益代理の職業人としてのみならず、人権尊重・法律秩序の法的文化興隆につき重要な責任を分担する公共(益)的性格を有すること」とし、「弁護士たるには弁護士名簿に登録し、弁護士業務を行うには弁護士会に入会する」「弁護士会の自治を確立するころ」などを要望してきた。1946(昭和21)年9月20日、司法省は「弁護士法改正準備委員会」を設置した。

その後、1946(昭和21)年12月13日に、弁護士法改正準備委員会は「弁護士法改正答申案」を司法大臣に答申したが、司法省・裁判所は特任判事・副検事に弁護士資格を与えないこと、任地開業の禁止に大反対するに至った。また、商工省・大蔵省・特許庁側から、弁護士に当然税理士の弁理士の資格付与に反対した。さらに最高裁側からは憲法77条の規則制定権から弁護士に対する規則は最高裁の特権であって法律事項ではないとして、弁護士法改正答申案は違憲であるとの主張がなされた。そのため、1947(昭和22)年5月5日に裁判所法と検察庁法が憲法と共に施行されたにも拘わらず、弁護士法は改正されず、「弁護士法の変更適用に関する件」として裁判所施行法第7条に基づいて政令を公布施行して応急措置をとるにとどまった。

弁護士は憲法上の国民の基本的人権の擁護者であり、不当な国家その他の権力の行使に対する防波堤の役目を全うするために、旧弁護士法は改正されるべきであるとして弁護士会側の強い要望が起こった。

その結果、1949(昭和24)年3月28日、ようやく衆議院法務委員会に「弁護士法改正案起草委員会」が設置された。ここから急速に弁護士法改正が動き出すことになった。

立法過程の議論をみると、衆議院法務委員会において花村四郎委員長が「弁護士の地位が・・・私益の擁護という観念から転じて、憲法上の基本権擁護の地位に向上し」と提案理由

^{*8} 福原忠男「増補 弁護士法」(特別法コンメンタール) 第一法規 40頁以下

^{*9} 日本弁護士連合会「日本弁護士沿革史」 290頁以下

^{*10} 潮見俊隆「日本の司法制度改革」戦後改革4 65頁以下

を述べていることから、弁護士は憲法上の基本的人権を擁護する地位にあるものと認識され、弁護士法が改正されるに至ったことが判明する。このような認識は、昭和23年6月12日に開催された衆議院司法委員会における人身保護法に関する審議のなかで、伊藤修参議院司法委員長が「弁護士といたしましては、将来におきまして、少くとも社会を指導していくところの、正義の第一線に立っていかなくてはならぬと思うのであります」との発言にも示されており、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」との弁護士の使命については特に争われることなく、弁護士である以上当然の責務と考えられていた。

衆議院本会議では参議院の修正案（弁護士・税務代理士業務の当然付与の削除等）を否決し、再議決の方式により当初の衆議院の議決案を1949（昭和24）年5月30日午後10時18分、出席議員の3分の2以上の起立多数で可決した。同法は1949（昭和24）年6月10日法律第205号として公布され、同年9月1日から施行された。

旧法は、結局のところ弁護士に対する取締法規であり、弁護士会に対する監督法規であった。しかし、現行弁護士法は難産の末に誕生し、旧弁護士法とは全く違う特徴を有している。

第1は、第1条に弁護士の使命及び職責の根本基準として「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を掲げたことである。

第2は、弁護士に自治権が認められたことである。政府や裁判所が一切の監督権を有せず、日本弁護士連合会が登録に関する事務を行い、弁護士に対する懲戒権も単位弁護士会と日弁連に与えられることになった。

第3の特徴は、自治権との表裏一体の関係にあるが、弁護士会への強制加入制が定められたことである。

4 憲法上の弁護士の使命

憲法は、弁護士の職責として、刑事被疑者・被告人の人権のために弁護人として活動し、国民の裁判を受ける権利を守り、違憲立法審査権の発動を促す責務があることを求めている。

すなわち、憲法34条は「何人も理由を直ちに告げられ、且つ直ちに弁護人に依頼される権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない」と定め、憲法37条3項は、「刑事被告人はいかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる」と定め、刑事訴訟法第31条は、「弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。」と規定している。したがって弁護士は弁護人として被疑者、被告人の人権を擁護することを目的とした憲法上の職業として位置づけられている。

また、憲法32条は、国民の裁判を受ける権利、すなわち政治権力から独立した公平な司法機関に対して、すべての個人が平等に権利と自由の救済を求め、かつ、公平な裁判所以外の機関から裁判されることのない権利を規定している。判例は「法的紛争の当事者が当該紛争の

終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない」（1988・昭和63年1月26日最高裁判所第3小法廷判決）ないし、「自己の権利擁護上、訴を提起することを余儀なくされた場合においては、一般人は弁護士に委任するにあらざれば、十分な訴訟活動をなし得ないのである」（1969・昭和44年2月27日最高裁判所第1小法廷判決）と判示している。すなわち、弁護士には国民の訴訟活動を支援し、十分な訴訟活動によって、国民の裁判を受ける権利を実質的に擁護する責務があるのである。

また、憲法81条は、違憲立法審査権を規定し、裁判所は『憲法の番人』として、国会が成立させた法律について違憲立法審査権を行使する責務を負わせている。裁判所の違憲立法審査権の発動を求める者は国民であり、弁護士の援助・協力なしに右権利を現実かつ有効に行使することは困難である。その意味で、弁護士には立法権・行政の行使が憲法に適合していない場合には司法の一翼を担う一員として裁判所に対して違憲立法審査権の発動を促す責務があると言える。

以上のとおり、弁護士の国民の基本的人権を擁護する公益的使命と、司法の一翼を担う者として違憲立法審査権の発動を促す公共的使命は、憲法上の要請でもある。

5 新憲法のもとにおける弁護士の諸活動

基本的人権尊重、国民主権、平和主義を基本原理とする日本国憲法のもとで、札幌弁護士会および会員弁護士は、基本的人権擁護と社会正義の実現のための公益的活動に取り組んできた。

① 刑事分野

日弁連は財田川事件、免田事件、松山事件、島田事件、梅田事件などの冤罪事件について人権擁護委員会に事件委員会を設置して、私選弁護人と共同で取り組み、また人権擁護大会で取り上げるなどして、これらの再審無罪判決をからとってきた。また現在も名張毒ぶどう酒事件、袴田事件、布川事件などの再審事件に取り組んでいる。

また日弁連は、冤罪の温床である代用監獄の廃止、接見交通権の確立に向けての種々の取り組みを行う一方、刑事弁護センターの設立、当番弁護士制度の設置など制度改革のための努力も続けてきた。^{*11}

*11 1999年（平成11年）10月15日日弁連第42回人権擁護大会（前橋）決議（抜粋）

「わが国の刑事手続を、真に憲法の理念にかない、国際人権法の水準に見合ったものに改革していくため、市民と手を携えて、国費による被疑者弁護制度の実現はもとより、代用監獄の早期廃止、捜査の可視化、人質司法の打破、証拠の事前全面開示、公判審理の活性化、さらには、法曹一元や陪・参審制度の導入など、刑事訴訟法の全面的な改正をも視野に入れた広範な改革に取り組むものである。」

② 平和問題と司法の危機

憲法の基本原則である平和主義に関する事件として、北海道では恵庭事件、長沼事件がある。全国の弁護士、学者、研究者、市民が一体となって裁判とその支援活動に取り組んだ。

長沼事件に関して、当時の札幌地方裁判所長による平賀書簡問題が起きた。これは裁判官の独立を侵し、国民の司法に対する信頼を損ねるものとして、札幌弁護士会は直ちに臨時総会を開き、平賀判事につき弾劾裁判所に弾劾訴追の請求をなすよう日弁連に訴追請求をし、また裁判官訴追委員会に対し罷免の訴追請求を行った。しかし平賀判事については裁判官訴追委員会是不訴追とする一方、福島判事を訴追猶予とし、これを受けて札幌高等裁判所裁判官会議は福島判事に対し口頭による注意処分を行った。これに対し、札幌弁護士会は会長声明で「右処分はそれ自体不当であるばかりでなく、訴追委員会の決定直後になされたことは、同委員会の決定に迎合しその尻馬にのったものであり、裁判所自らが司法権の独立を放棄した史上前例を見ない誠に許し難い行為である」という抗議声明を出した。^{*12}

③ 公害事件

戦後の日本経済の急速かつ高度な発展に伴って全国各地に「公害」が発生した。しかしそれは「公」害ではなく、企業が経済活動を優先させた結果としての「企業」災害にほかならない。被害者は生命と健康を損ない、経済的にも深刻な事態に陥る。責任を追及されるべきなのは圧倒的な強者である企業であるが、被害者・家族自らがその権利擁護のために立ち上がることは困難である。誰に何を訴え、どのような方法で被害を救済できるのか。各地の弁護士・弁護士会は手弁当で被害救済に取り組んだ。日弁連にも働きかけ、1966年（昭和41）年に日弁連に公害問題対策特別委員会が設置された。そして各地で新潟水銀中毒公害事件、四日市ぜん息公害事件、富山イタイイタイ病公害事件、熊本水俣病公害事件が次々と提訴された。日弁連は、各地公害の実態調査、被害者救済制度の調査・研究に取り組み、公害対策立法についての意見表明、提言などを行った。

その後公害訴訟は損害賠償請求からさらに差止めを求める方向へと向かい（大阪国際空港公害訴訟、普天間・小松・厚木・横田基地騒音公害訴訟など）、さらに千葉、西淀川、川崎、倉敷、尼崎、名古屋南部、東京の大気汚染裁判^{*13}へとつながっていった。

*12 「札幌弁護士会百年史」 330頁以下

*13 東京大気汚染裁判

自動車メーカー、首都高速道路会社、国、東京都を被告として11年間にわたってたたかわれ、2007（平成18）年10月に和解解決した。それは①東京都の負担による東京都の医療費助成制度の

北海道におけるスパイクタイヤ使用による生活環境の悪化問題について、1984（昭和59）年12月、北海道弁護士会連合会と札幌弁護士会主宰で「スパイクタイヤ問題を考えるシンポジウム」を開催し、札幌弁護士会公害対策委員会が中心となって「札幌市におけるスパイクタイヤ規制条例案」を提案した。翌年11月には公害対策委員会を中心とする弁護士84名が国内のタイヤメーカー7社を相手に、道内でのスパイクタイヤの販売中止を求める調停を北海道公害委員会に申し立てた。相次いで長野県でも同様の調停申立が申し立てられ、1988（昭和63）年には総理府の公害等調整委員会に参加を申し立てた。その結果、1990（平成2）年にはスパイクタイヤの製造が中止されることになった。^{*14}

④ 消費者事件

高度経済成長と大衆消費社会の出現によって、1982（昭和57）年度末のサラ金大手6社の貸付額は20兆6000億円に達し、借金地獄に陥る市民が急増し、一家離散、一家心中、自殺、行方不明者が続出した。サラ金の高利に加え、その取立方法に暴行、いやがらせ、脅迫、強要などの違法行為が伴うことが常態化しサラ金問題は社会問題となった。全国の弁護士会は、消費者保護委員会を立ち上げ、サラ金事件の相談窓口を設けて破産申立、債務整理などを行いサラ金被害者の救済に取り組むと同時に、貸金業規制法の制定に向けての運動に取り組んだ。

消費者被害はサラ金被害だけにとどまらず、資格商法、恋人商法、買い戻し商法、内職商法、高齢者に対するつぎつぎ商法など、その手口はますます巧妙化している。札幌弁護士会では消費者協会と連携して、相談活動を行うと同時に、具体的な事件の救済にも取り組んでいる。

⑤ その他の活動

弁護士・弁護士会が「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」のために行っている諸活動は以上にとどまらず、スモン訴訟、栗山クロム事件訴訟、じん肺訴訟（金属、石炭、トンネル）、肝炎訴訟、本村年金訴訟、拓銀抵当証券訴訟、原爆症認定訴訟、学生無年金訴訟、中国人強制連行・強制労働事件訴訟、二風谷ダム事件訴訟など広範に及んでいる。

また、弁護士がチームを作って医療問題、消費者問題、過労死、交通事故、知的財産保護などに取り組んでいる。

創設と、公害対策の実施、②自動車メーカーが12億円の解決金を支払う、③「連絡会」を設置し原告、国、東京都が継続的に協議するというものであり、損害賠償のみならず、医療費の助成・公害対策実施の義務付けという政策形成をも射程に入れた画期的な和解解決である。

*14 「道弁連五十年の歩み」112頁、山科俊郎『車粉物語』須田製版

第4 弁護士の使命、理念の再確認

弁護士の理念、使命、役割などをめぐって、在野モデル、プロフェッションモデル、サービスモデル、関係志向モデルなどが主張されている。しかし弁護士の理念、使命をめぐる弁護士モデルを対立的、排斥的關係として捉える必要はない。むしろ、歴史的にみれば、弁護士モデルは交換的ではなく、追加的、重疊的に発展してきたと見るべきである。すなわち、弁護士の使命の基本的かつ核心部分は、弁護士法1条に規定する人権擁護と社会正義の実現であり、かかる公共(益)的責務を果たすために、弁護士自治により職務の独立を確保し、プロフェッションとして専門的知識、技量を不断に陶冶するとともに、アクセスを改善し、国民全体に法サービスを行き渡らせ、社会に法の支配を行き渡らせる責務があると、全体的かつ統一的に捉えることができる。^{*15}

1 人権擁護と社会正義の実現の担い手としての弁護士

(1) 弁護士の使命の核心^{*16}

憲法上、司法の役割は、紛争の解決を通じて権利の救済を図り、国民・市民の基本的人権を擁護することによって、力による支配に代えて、法による支配を行き渡らせることにある。

また、立法、行政は国民の民主主義原理に基づくコントロールを受け、司法には自由主義原理に基づき、少数者の権利を擁護、救済する役割のほか、独立して立法、行政を監視、コントロールする役割がある。その目的達成のため、憲法は裁判官の職務の独立を定め、裁判所に法律の憲法適合性を判断する違憲立法審査権を与えたのである。弁護士が自由主義の原理に基づいて活動する司法の場において、法曹として、法律に基づき紛争解決を担う以上、弁護士の基本的使命は司法の一翼を担い、人権の擁護を通して社会に正義を実現し、広く法の支配を行き渡らせることにある。

弁護士は代言人時代から司法制度の一翼を担い、社会の中に生起する法的紛争の解決を通じて、国民の人権の擁護に尽力してきた。弁護士法1条は弁護士の人権擁護の歴史的役割を承認し、人権を守り、社会における正義の実現を図ることが弁護士の基本的責務であることを宣言した。

したがって、弁護士の使命の核心は、国民・市民の人権を擁護し、社会の不条理を解決し、社会における正義を実現することにある。弁護士はその使命達成のために法実務の専門家すなわちプロフェッションとして不断の努力を尽くすべき責務があり、国民・市民の権利の擁護、社会的不条理の解決のための活動を通じて、法の支配の確立に寄与しなけれ

^{*15} 菅原郁夫「札幌弁護士会会報」(2008年2月号、講演録)

^{*16} 戒能通厚『みんなで考えよう司法改革』日本評論社 iii頁以下

ばならない。

弁護士法1条の弁護士の使命は歴史的沿革を有し、憲法上の要請でもある。日本の弁護士は裁判官、検察官の支配を受け、正業につけと揶揄されながらも、数々の困難を克服しながら国民の人権擁護活動に邁進した。1949（昭和24）年に制定された弁護士法1条は、戦前の弁護士活動の歴史的成果として、弁護士の使命を基本的人権の擁護と社会正義の実現として結実させたのである。

戦後においても、弁護士は数々の人権擁護活動に取り組み、法の支配の実現のために多くの成果をあげてきた。日本の弁護士にとって人権擁護とともに社会正義を実現する使命は、弁護士が単に依頼者の権利を擁護するだけでなく、社会正義、すなわち社会・公共の利益に奉仕することを意味し、ここから職務上の公共(益)的責務が導かれるのである。^{*17}

(2) 弁護士自治

司法は紛争の解決を通じて権利の救済を図り、広く市民の正当な権利を擁護する場である。したがって、弁護士は依頼者の主張が社会的正当性を欠くとき、あるいは違法行為を含むときはこれを糺さなければならない立場にあるから、依頼者との関係では独立した判断者でなければならない。その意味で弁護士の職務の遂行には自由と独立が必要不可欠と言ってよい。とりわけ刑事裁判では訴追者と判断者が国家の機関であり、被疑者、被告人の権利を擁護する弁護士は警察、検察官、裁判官との対抗を余儀なくされる。この点、医師には公権力との対抗という役割はないから、弁護士を社会生活上の医師であるとのみ定義することだけでは不十分である。

戦前の歴史の教訓に学ぶまでもなく、弁護士の職務遂行には独立性が確保される必要があることは多言を要しない。日本国憲法は司法の独立と裁判官に職務の独立を認め、立法、行政権のみならず社会の多数者による支配から独立して判断することを保障している。

弁護士の職務は、法曹として司法の一翼を担い、司法の場における権利救済を図ることにある。弁護士は、個人であれ企業であれ団体であれ、依頼者の権利を守るために、誠実に努力し、相手が社会的多数者、公権力であれ、その支配、干渉、影響を排し、独立して依頼者の権利を守るべき責務がある。憲法上、裁判官に職務の独立が認められていることと同様の理由から、弁護士においても職務の独立性の担保は、その職務を遂行する上で重要な要である。弁護士は依頼者の単なる私益のみの奉仕者、依頼者の召使いにならないことはむろんのこと、とりわけ公権力、社会的権力に対抗せざるをえない業務の遂行にあつては、弁護士自治が依頼者の権利擁護の要であると言っても過言ではない。

したがって弁護士業務を一般のサービス業と同様に、経済活動、ビジネスとしての側面

^{*17} 小堀樹、吉野正、寺井一弘「法の支配と弁護士の役割」『21世紀弁護士論』 14～15頁

のみで捉えることは、弁護士の業務の性格を無視した見解である。また自治権は国民の弁護士の活動に対する信頼に基礎をおく以上、弁護士が人権擁護の使命を捨て、ビジネスロイヤーに変身したとき、国民から何故弁護士に法律業務を独占させる必要があるのか、自治権を与える必要があるのかとの疑問が当然提起されることになる。

弁護士に自治権が与えられているのは、弁護士の使命が国民の人権擁護にあり、公共(益)的使命を果たしているからにほかならない。

2 プロフェッションとしての弁護士

これまで弁護士は、法律実務の専門家として、自覚的に学識および法技術を互いに切磋研鑽する努力を不断に行ってきた。弁護士の職務とは、個々の依頼者の権利の要求に基づいて紛争を解決し、よって社会全体の利益に尽くす職業であり、プロフェッションとして高度の学識を身につけ、公共奉仕の精神と高度の倫理が求められる。なぜなら、顧客が弁護士を信頼する理由は弁護士が高度の学識と法的権利に裏付けられた法的サービスを提供する能力を有していることのみならず、弁護士が顧客の信頼を裏切らず、顧客の利益のみならず公共の利益をも実現する職業であることに対する信頼に基づいているからである。また、弁護士のプロフェッション性について、ニューヨーク大学教授のエリオット・フリードソンは、(1) 多くの知的修行と複雑な判断を必要とすること、(2) 顧客は提供されるサービスの質を十分評価できないため、サービス提供者を信頼せざるを得ないこと、(3) 顧客による右信頼は、サービス提供者が自分の利益よりも顧客及び公共の利益を優先させるという前提に基づいていること、(4) 職業が、市民及び裁判所に対し、当該職業の構成員が能力を備え、顧客の信頼を裏切らず自分自身の利益を超越することを保障するために集団として自治権を有していることが挙げられている。^{*18} ロスコパウンドの定義によれば、弁護士が国民から信頼されるためには、プロフェッションとして、『公共奉仕の精神により、共通の天職として、学問的専門職に従事する集団』の一員であるという使命を共有する必要があるとも言われている。^{*19}

これまで日本の弁護士は、プロフェッションとしての誇りをもち、自発的かつ自覚的に、一定レベルの学識・法技術を互いに要求し、研鑽する努力を尽くしてきた。

今後も弁護士が国民から信頼されるためには、弁護士にはプロフェッションという結集軸がなければならない。

3 リーガルサービスの提供者としての弁護士

弁護士は国民に対するリーガルサービスの提供者として国民・市民からのアクセス障害を

*18 [吉川精一](#)「改革とプロフェッショナリズム」『自由と正義』2000年9月号 40頁

*19 同上 41頁

除去し、法の支配を実現する責務がある。

弁護士には、法の支配を社会のすみずみまで行き渡らせるために、法的サービスを広く提供する責務がある。とりわけ一般民事事件の業務は、私人間の紛争解決を主としており、一般民事紛争における市民に対するアクセス障害の除去、市民に対するリーガルサービスの拡大は大きな課題である。法サービスモデルは弁護士に対する市民のアクセス障害を除去するためには有益な示唆を含んでいる。弁護士がリーガルサービスの提供者であることに異論はなく、弁護士が市民から一層親しまれる権利の守り手として行動すべきは当然である。

以上のとおり、弁護士には、人権を擁護し、社会正義を実現する中核的使命があり、この使命をよりよく行使するためにプロフェッションとして広くリーガルサービスを提供しなければならない使命を有するのである。

第5 法曹養成制度の問題とOJTの重要性

- 1 弁護士が弁護士法1条の使命を実践するためには、優れたプロフェッションであると同時に、行動的なリーガルサービスの提供者でなければならない。弁護士の知識とスキルは、多くの知的修行と複雑な判断を経験することによってようやく身に付くものである。

したがって、実務法曹としてのスタートにあたって、司法研修所において十分な実務修習の機会が保障されることは、極めて重要である。現在合格者数の増加を理由に、実務修習期間が2年から1年に短縮され、前期修習が廃止され、研修所における修習がわずか2ヶ月と極端に短縮されてしまっている。さらには、司法研修所の物的設備の容量としての限界から、後期修習を一度に行うことができず、東京、大阪及び埼玉を実務修習地とする修習生とそれ以外の修習生の二班に分け、選択型修習と後期修習の前後を違える方式で対応しているが、このような体制が修習生に無用の混乱を与えている。新たな法曹養成システムの一環である法科大学院における教育が未だ確立しているとは言えない状況の下では、弁護士を含む法曹のスタートラインにおける質を確保する上で、前期修習を含め最低でも1年半の修習期間が必要であり、2年に復活させることも検討されるべきで、そのための物的設備を充実させるべきは当然である。また、修習生の給料の給費制が廃止され、貸与制となる予定であるが、司法の一翼を担う者が実務に飛び立つ前に多額の債務を背負わされるという制度設計は基本的に誤りであるから、給費制は廃止されてはならない。

- 2 弁護士が人権擁護の使命をもったプロフェッションとして司法の場において市民にリーガルサービスを提供し、人権擁護の職責を全うするためには、法律実務の専門家として、職務遂行に必要とされる高度の学識のみならず問題解決能力も要求される。すなわち弁護士には①人権擁護による社会正義の実現に対する強い使命感と不断の研鑽力、②顧客の要求を聞き、事実を的確に把握する能力、③事実から法的論点を抽出する能力、④法的解決方法を抽出する能力、⑤法的解

決方法を説得的に説明、表現行使する能力、⑥公正な解決を図る能力が必要とされる。^{*20}

弁護士に必要とされる高度の専門性は、市場における競争すなわち需要をこえる供給を作り出し、少ないパイを競い合うことによって獲得できない。弁護士の資質・能力は一定期間多くのOJTを経験し、高い使命感に基づいた継続的努力なくしては獲得することができないと言って過言ではない。

弁護士に必要な知識およびスキルの修得は、弁護士となった後に他の弁護士との協働によるOJTによるところが大きい。これまで多くの弁護士は、既存の法律事務所で勤務し、OJTを積んで弁護士としての知識およびスキルを習得してきた。かつては直ちに独立開業した場合であっても、周囲の弁護士が事件の共同受任等によって事実上OJTを行うことにより、弁護士としての能力習得をバックアップしてきた。

しかるに、弁護士の急激な増加により法律事務所への就職が困難になれば、OJTの機会の確保が難しくなる。その結果、弁護士としての十分な知識およびスキルを習得していない弁護士による法的サービスの提供という事態が生じ、国民の権利擁護の責務を十分に果たせなくなるおそれがある。

弁護士に不断の努力を動機づけるものは、依頼者の期待にこたえようとする強い責任感と、人権擁護と社会正義の実現のための活動を通じて社会に法の支配を行き渡らせようとする強い正義感、使命感である。弁護士がかかる使命感を忘れることなく努力するならば、法律家としての質は不断に向上し、国民の信頼は高まることはあれ、弱まることはないと確信する。

これに対して弁護士の業務は裁判関連業務だけに限られる必要がなく、したがって求められる資質、能力も裁判所で求められる能力までは必ずしも必要がなく、「弁護士はこれから専門分化して、企業の専門法務にも、また一般市民の生活に関わる事件にも、良き助言者として、また時には熱心な代弁者として深く関わっていくのであり、その全体を標準的な知識として詰め込み、完成した法律家としてから資格を認定するという考え方は、もはや適切ではない」から、すべての弁護士に「裁判中心の法判断」「即戦力としての高度な法知識」「裁判官目線の法判断」は必要とされないとの意見がある。^{*21}

しかし、弁護士の資質、能力を専門分化を理由に低下させることは許されない。日本において

^{*20} 井上正仁は弁護士に求められる資質、能力として以下の4点をあげる

- ①人の言うことをよく聞き、事実を的確に把握する能力
- ②事実から法的論点を抽出する能力
- ③法的解決方法を抽出する能力
- ④法的解決方法を説得的に説明、表現する能力

^{*21} 棚瀬孝雄「ジュリスト」(No.1358) 2008年6月15日

は、法律会計関連業務に携わる士業が、弁護士以外にも多数存在する。法律会計業務を多数の関連職業が分割して担当する形態は、日本に発達した独自のモデルと言える。

欧米の弁護士が行う業務の範囲は、日本の税理士、会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士のみならず、経営コンサルタントまで、広範な領域に及んでいる。これに対し日本の弁護士は、主として民事刑事の裁判を中心とした法廷を中心とする紛争解決機能の分野を担っているため、業務内容も裁判所において通用する法判断、いわゆる精密司法に対応する特化した能力を要求されてきたといえる。したがって、今後弁護士の職務が多様化したとしても、プロフェッションモデルとして要求される弁護士の資質、能力は、裁判所において通用する専門性に裏付けられる必要があると考える。

第6 結論

- 1 弁護士人口増員の主たる根拠は、国民・市民の①法的ニーズに応えるためと、②法的アクセスを容易にするための2点である。

すでに述べたように、弁護士人口の増員にもかかわらず、通常事件の数は増加せず、弁護士人口増に比例して法的ニーズが増大している傾向は認められない。

新人弁護士の就職難が常態化していることからして、現在でも法的需要に比して明らかな供給過剰の状態になっていると推測することができる。

したがって、今後年間3000人の規模で合格者が増員され、その大部分が弁護士として新規登録することになれば、弁護士の間において生存競争とも言うべき熾烈な競争が起こり、その結果業務のビジネス化、私益追求優先に拍車がかかけられ、プロフェッションとして人権擁護と社会正義の実現に献身するという弁護士の使命を限りなく弱めてしまう可能性が現実のものとなりつつある。

今後とも弁護士の数が増加し、競争が激化し、多様化が一層進展することが予測され、このままの状況を放置するならば、弁護士業務はプロフェッション性を失い、ビジネス化、産業化に一気に質的転化を遂げるおそれがある。弁護士が人権擁護と社会正義の実現というプロフェッションとしての理念、使命、責務を失い、企業と同じく営利、私益の追求を目的とする事業者に変身したとき、弁護士という職業に対する国民の信頼は低下し、弁護士自治は存立根拠を失うことになりかねない。そればかりか、採算がとれない事件が敬遠されるようになり、経済的弱者の多くは弁護士のサービスから切り捨てられ、結果として国民の権利の擁護という司法の機能不全を起こすことになるとさえ、指摘されている。^{*22} 更に経済的に追いつめられた弁護士が着手金目当てで濫訴に走り、依頼者からの預り金に手を染めることになれば、弁護士という職業の自殺行為そのものになる。

*22 吉川精一「規制緩和とプロフェッショナリズム」『新しい世紀への弁護士像』48頁

2 弁護士の増員は法的アクセスの改善に直結しない。企業などのリピーターを除き、一般の顧客にとって、弁護士の選択は極めて困難である。なぜなら、顧客に弁護士の業務の質を判断、選択し、弁護士費用の交渉を期待することは事実上不可能だからである。また、弁護士の増員だけによって地域的偏在が解消するわけではなく、法的ニーズが増大することにもならない。法的ニーズが喚起されるためには、社会的、法的なセーフティネットが十分に張り巡らされている必要がある。日本社会においては人口減少が始まり、経済が衰退している。現時点において、法的ニーズが飛躍的に拡大する見通しはない。

3 日本の弁護士が国民・市民の信頼を獲得してきた理由は、我々の先輩が人権を擁護するための様々な活動、社会の不条理、不正義を正すための公共(益)的行動を積み重ねてきたことの成果である。

我々弁護士が今後も日本社会において「頼もしい権利の護り手」「信頼しうる正義の担い手」として市民から信頼され続けるためには、弁護士一人一人がプロフェッションとしての自覚を持ち、弁護士法1条の使命を共通のアイデンティティとして共有し、社会、公共(益)的使命を果たす自覚と覚悟を持った職業集団として結束することがどうしても必要である。

4 弁護士制度改革推進本部答申書(2008・平成20年6月25日)は、現在および将来における弁護士について、「①弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現という公共(益)的使命を負ったプロフェッションであること、②そのようなプロフェッション性を制度的に支えるのが自治的登録制度・自治的懲戒制度を柱とする「弁護士自治」であり、これをあくまで堅持していくべきこと、③弁護士自治の制度的前提要件である弁護士会への強制加入制度をあくまで維持していくべきこと、この3点について大方の意見の一致を見た。」と結論づけた。

弁護士業務総合推進センター法的ニーズ、法曹人口問題検討PT意見書は、「弁護士は、憲法に私人の職名が記載されている唯一の職とされているように、わが国の司法制度の一翼を担っており「弁護士は、わが国憲法体系において、基本的人権の擁護と社会正義の実現という公益的責務を果たす職として位置づけられているのであって、単なる私益実現の存在ではない。弁護士が大幅に増員していく中で、価値観や思考方法が多様化・拡散化していくことが当然に予測される場所であるが、そうなると、弁護士のアイデンティティを何に求めるか」については、「弁護士のプロフェッション性に依拠しつつ、弁護士としての誇りある社会的立場を堅持したいと考えている。先達が苦難の歴史の中で実現を希求し続け、現行弁護士法において遂に獲得した弁護士自治は、弁護士のアイデンティティが喪失し、職業としてのまとまりのある社会的・公共(益)的意味のある立場を失ったときにこそ、危殆に瀕するものと考えられる。」としている。

いずれも弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現の責務を中核とする公共(益)的責務を

負ったプロフェッションであり、弁護士自治と強制加入制度は弁護士の公共(益)的使命の制度的保障であるとする立場である。

5 このように、弁護士法1条は弁護士がたゆまなく積み重ねた人権擁護活動の結果として獲得した歴史的果実であり、弁護士という職業は「憲法上明記された職業であり、・・・憲法が要請する使命に応えるべき責務がある」^{*23} から、人権擁護の使命は憲法の要請であるとも言える。弁護士自治が認められているのも、人権擁護と社会正義の実現という公共(益)的な使命を全うするために必要だからである。弁護士には、この使命を達成するためには紛争解決のプロフェッションとしての専門性を不断に陶冶するとともに、法の支配を全国津々浦々にまで行き届かせ、社会に正義が行き渡るためにリーガルサービスを国民全体に行き届かせる社会的、公共(益)的責務がある。弁護士の数は法的需要と司法基盤の整備状況を不断に検証し、弁護士がその使命を実現するために必要とされる数を増員する必要がある。

6 以上により、法的需要と司法基盤整備の現状からして、2010年(平成22年)に司法試験合格者を3000人とする司法制度改革審議会の目標は見直されるべきである。この目標が維持されれば、弁護士間に過当競争と意識の変化を生み出し、その結果研修期間が短縮され、新人弁護士のOJTが困難になり、弁護士に求められる資質の確保が難しくなるとともに、弁護士が弁護士法1条の理念、使命を共通のアイデンティティとして結束することができなくなる可能性が高く、弁護士自治の基盤を失うことにもなりかねない、からである。

そしてこの見直しの結果、当面の司法試験合格者数をどうするかが問題となる。この場合、現状の法科大学院の総定員数と実際の法科大学院の学生の存在を考慮しながら、少なくとも現状の合格者数以下に数年間は固定し、法科大学院及び司法修習制度など法曹養成過程の整備状況、法的ニーズの動向とこれを増大させるための民事扶助などの法律援助制度の拡充、弁護士のOJTの機会確保の状況、など不断の検証を継続し、場合によっては合格者数の減員の方向での見直しを含めて、検討していくべきである。

なお司法研修所における前期修習を復活し、修習期間については1年半から2年を確保すべきである。同時に有意の法曹を確保するためには、法曹として実務を開始した時に多額の負債を抱えることのない制度設計が必要であるから、修習期間における給費制は今後とも維持されなければならないと考える。

*23 今井敬彌『私の体験的日本弁護士論序説』日本評論社 80頁